

令和4年度認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、看護職員の資質の向上を図り、入院治療は必要ないが病気を有したまま地域で生活する方を支えていくため、医療機関等に対し認定看護師資格取得および特定行為研修修了に必要な経費について、予算の範囲内において認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、今後増加が見込まれる入院治療は必要ないが病気を有したまま地域で生活する方を支えていくため、個人・家族に対して質の高い看護ケアを提供するのみでなく、病院や施設、訪問看護ステーション等の小規模施設を含めた看護師への教育、相談対応を行うことができる看護職員の確保を行い、かつ、滋賀県全体の看護の質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第3条 補助の対象となる施設は、県内の病院、診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設等、看護業務を行う看護職員がいる施設とする。

(補助対象事業)

第4条 前条の補助対象施設が自施設の看護職員に次に掲げる分野の認定看護師教育課程を受講させる事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

(1) 対象の認定看護師教育課程

- ア 摂食・嚥下障害看護（摂食嚥下障害看護）
- イ 脳卒中リハビリテーション看護（脳卒中看護）
- ウ 慢性呼吸器疾患看護（呼吸器疾患看護）
- エ 慢性心不全看護（心不全看護）
- オ 透析看護（腎不全看護）
- カ 精神科認定看護師教育課程
- キ 皮膚・排泄ケア
- ク 感染管理
- ケ 緩和ケア
- コ 糖尿病看護

(2) 前条の補助対象施設が自施設の看護職員に特定行為研修（上記分野以外の認定看護師課程は除く）を受講させる事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は次により算定するものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第2欄に掲げる基準額と同表第3欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記様式第1号によるものとし、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、規則第5条第1項により次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業完了後に消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金にかかる消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む)は、別記様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (2) 補助事業の対象経費について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(計画の変更および中止の承認等)

第9条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該

当するときは、速やかに変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 実施計画を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更は除く。

(2) 事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者が補助事業を完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(検査)

第12条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(補助金にかかる帳簿等の保存年限)

第13条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第14条 この要綱に定める書類は、正本一部を滋賀県健康医療福祉部医療政策課に提出するものとする。

(標準処理期間)

第15条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内

(2) 第9条第1項の規定による承認 同項の規定による承認の申請があった日から起算して14日以内

(3) 規則第 13 条の規定による額の確定 第 10 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第 16 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく交付の申請、第 8 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 9 条の規定に基づく計画変更(中止・廃止)の承認申請、第 10 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金に適用する。

別表

1.事業分類	2.基準額	3.対象経費	4.補助率
(1) 認定看護師教育課程および特定行為研修の受講	1.受講させる看護職員 1人当たり 800千円 <u>対象の認定看護師教育課程 ア～キ、ケ、コ</u>	令和4年度の受講に必要な負担金 (入学金、受講料) 受講期間が年度を超える、または当初から年度をまたいでいる場合は、受講開始年度に負担する額とする。	2分の1
	2.受講させる看護職員 1人当たり 1,000千円 <u>対象の認定看護師教育課程 ク</u>	令和4年度の受講に必要な負担金 (入学金、受講料) 受講期間が年度を超える、または当初から年度をまたいでいる場合は、受講開始年度に負担する額とする。	3分の2
(2) 特定行為研修受講における訪問看護ステーションの代替職員の雇用等	受講させる看護職員 1人当たり 400千円	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に研修を受講させる訪問看護ステーションの看護職員の代替職員の人件費(ただし、特定行為研修に派遣した日における代替職員の人件費に限る) ・人件費は、賃金および通勤手当とする。(ただし、通勤手当は、その日に代替業務以外の業務がない場合のみを対象とする。) ・補助対象となる代替職員は、非常勤職員に限る。(正規職員は対象とならない) 	2分の1